

中国税務及び 投資情報

中国税務機関により公表された間接持分譲渡の事例に関する考察

概要

中国税務ニュースレターの定期購読者にとって、「非居住者企業の間接持分譲渡」につきましては新しいトピックではありません。以前より、国税発[2009]698号通達(以下、「698号」)及びその後の進捗、中国国内最初の徴税事例である重慶のシンガポール非居住者企業による間接持分譲渡事例(以下、「重慶事例」)、関連補足通達である国家税務総局公告[2011]24号(以下、「24号公告」)をご紹介させて頂いております。詳細につきましては、《中国税務及び投資情報》(第2009011号及び2011004号)並びに《国際税務及び企業取引税務情報》(第2010001号)をご参照ください。

2010年以降、地方政府及び税務機関の公式ホームページ並びに《中国税務報》において、地方税務機関による間接持分譲渡に対する徴税事例が公表されております。今現在、七つ事例(698号が公表される以前の重慶事例を含む)の公表により、特に中間持株会社での事業目的が明確ではない場合、中間持株会社の持分譲渡について、税務機関の徴税意識が高まっています。

本《中国税務及び投資情報》において、中国税務機関が公表した7つ事例におけるキーポイントを要約し、その問題点と留意点について解説いたします。

公表された事例

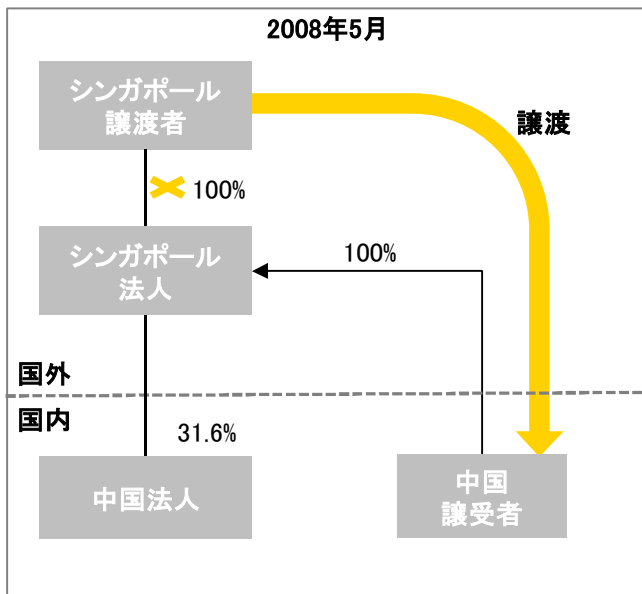
七つ事例の詳細な説明は下記の通りである。

1. 重慶事例

公表日

当該事例は(698号通達が公表される以前の)2008年11月27日に重慶市国家税務局ホームページにて公表された。

譲渡プロセス



中間持株会社の事業実体

当該シンガポール持株会社の登録資本金は僅か100シンガポールドルであり、中国法人の持分を保有する他に、事業活動はいっさい行っていない。

税務機関の見解

シンガポール法人は持分が譲渡される12ヶ月以内に、合理的な事業目的もなく、シンガポール譲渡者の手配により中国法人の株主となった。重慶税務機関の見解では、シンガポール譲渡者によるシンガポール法人の持分譲渡を実質的には中国法人31.6%の持分の譲渡であるとみなし、持分譲渡により生じたキャピタルゲインは中国国内源泉所得とみなした。最終的に、重慶税務機関が当該持分譲渡の実体は中国法人の持分の直接譲渡とみなし、シンガポール譲渡者の持分譲渡により生じたキャピタルゲインに対して10%の源泉所得税を徴収した。

間接譲渡の発見方法

当該取引は中国譲受者が重慶市国家税務局に海外送金のためのクロスボーダー取引契約書を提出する際に発見された。

最終結果

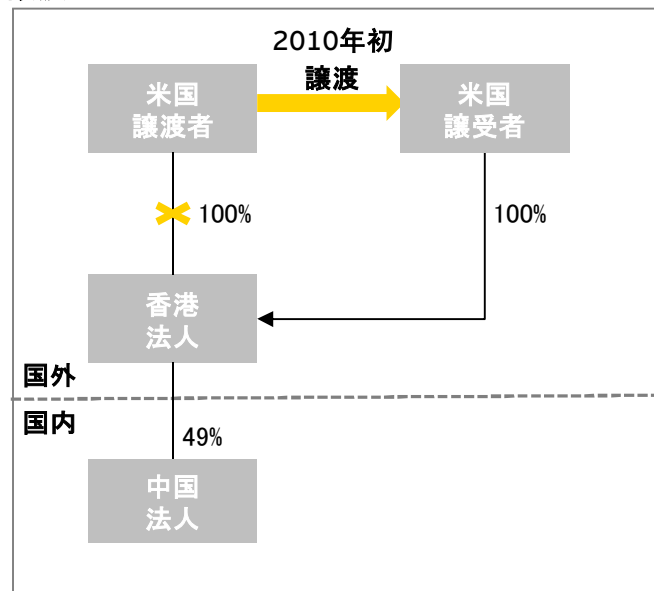
シンガポール譲渡者に対し98万元の源泉所得税が追徴された。

2. 揚州事例

公表日

当該事例は2010年6月6日《中国税務報》にて公表された。

譲渡プロセス



中間持株会社の事業実体

香港法人は事業実体を有しない、即ち中国法人の持分保有を除き、オフィス・従業員・資産を保有していない。

税務機関の見解

香港法人は中国法人の持分の保有を除き事業実体を有しないこと、また、米国譲渡者により当該取引の公表において香港会社についての言及がなされていないという事実に基づき、揚州税務機関は当該取引において香港会社が全く関与していないと認定した。従って、中間持株会社の存在が否認され、実質的に米国譲渡者による中国法人持分の直接譲渡として取扱われた。当該取引により当該キャピタルゲインの全額につき中国国内源泉所得とみなされ、10%の源泉所得税が課税された。

間接譲渡の発見方法

通常の徴税執行業務において、中国法人のマネージメントとの対話及び米国譲受者が公表した中国法人持分の49%の買収に関する公告(香港会社に言及せず)に基づき、所轄税務機関により当該間接持分譲渡取引が発見された。

最終結果

揚州税務局に1.73億元の源泉所得税を納付した。

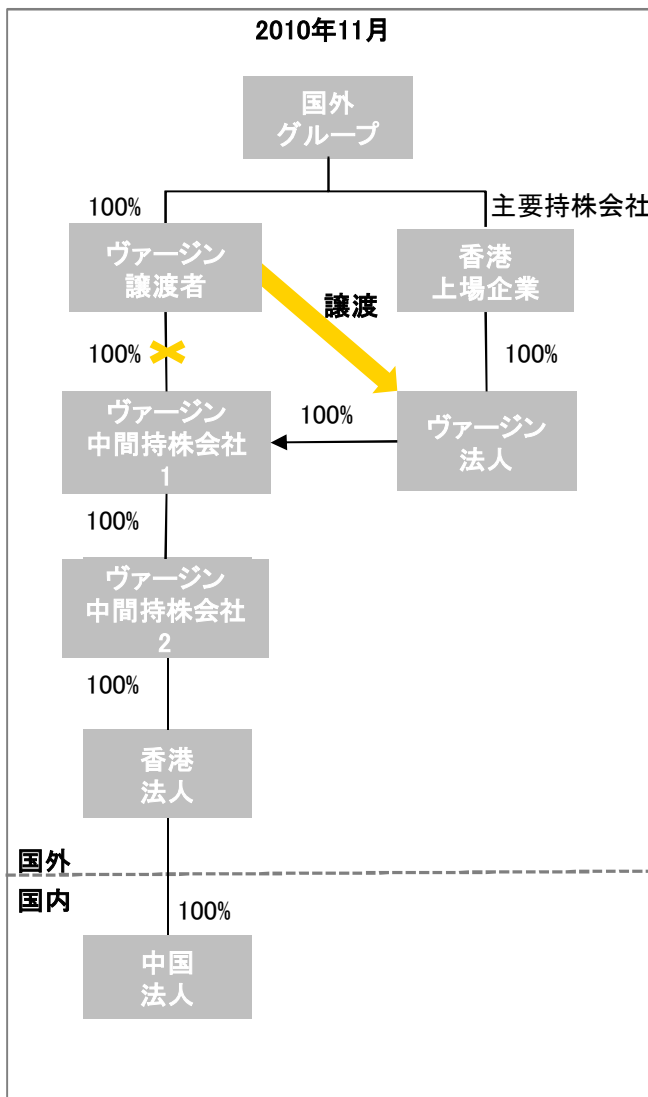


3. 汕頭事例

公表日

当該事例は2011年5月11日《中国税務報》にて公表された。

譲渡プロセス



中間持株会社の経営実体

英領ヴァージン諸島(以下「ヴァージン」)法人及び2つの中間持株会社(ヴァージン持株会社1及び2)は2009年7月に設立され、その合理的な事業目的に関する実体についての十分な根拠資料の提出を行わなかった。また、当該3段階における中間持株会社(ヴァージン法人、ヴァージン中間持株会社及び香港法人)は中国法人持分の保有を除き、事業活動はいっさい行っていない。

税務機関の見解

698号における実質主義に基づき、汕頭税務機関はすべての中間持株会社の存在を否認し、当該取引につき、ヴァージン譲渡者によるヴァージン中間持株会社の持分譲渡から中国法人の直接持分譲渡に修正した。従って、ヴァージン譲渡者の持分譲渡により生じたキャピタルゲインは中国国内源泉所得とみなされ、源泉所得税が課税された。

間接譲渡の発見方法

汕頭税務機関はインターネット上に公表された第三者情報から、当該持分譲渡取引を発見した。

最終結果

ヴァージン譲渡者が720万元の源泉所得税を納付した。

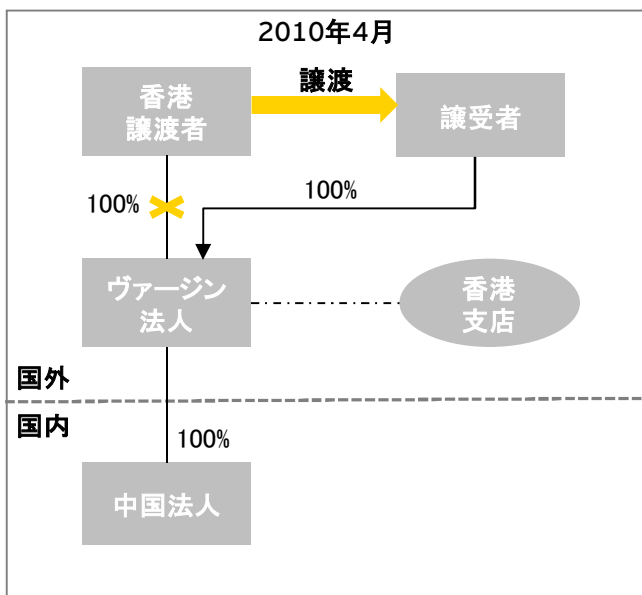


4. 貴陽事例

公表日

当該事例は2011年7月1日に「中国税務報」及び貴陽市人民政府ホームページにて公表された。

譲渡プロセス



中間持株会社の事業実体

ヴァージン法人は2000年に香港において支店を設立し、香港税務上における居住者企業となり、居住者証明を獲得した。2009年ヴァージン法人は居住者証明の提出を行うことにより、中国-香港租税条約の適用により、中国法人から配当金に対し、源泉所得税の優遇税率を適用した。

税務機関の見解

過去において貴陽税務機関は、配当に対する優遇源泉税率の適用の許可をしたものの、今回の譲渡に関して、ヴァージン法人の香港における事業実体を認可しなかった。貴陽の税務機関は最終的に、ヴァージン法人をペーパーカンパニー（通常、ペーパーカンパニーは租税条約に規定する優遇税率の適用が可能な受益者として認められない）であるとし、取引の実体は中国法人持分の譲渡であると結論付けた。従って、香港譲渡者が取得した持分譲渡に係るキャピタルゲインは中国国内源泉所得と認定され、中国において源泉所得税が課税された。尚、過去において配当について適用を受けた優遇税率に関して貴陽税務機関による追徴は、現在のところ行われていない。

間接譲渡の発見方法

本件における持分譲渡取引の発見方法については、税務機関から公表されていない。

最終結果

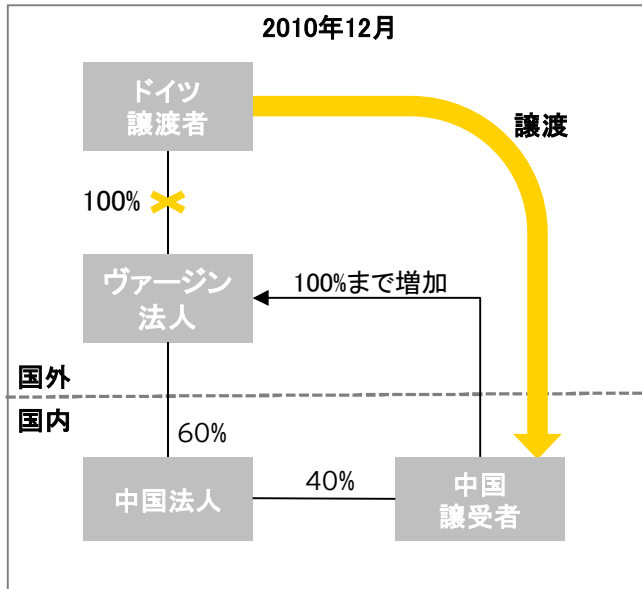
3,150万元の源泉所得税が貴陽税務機関により徴収された。

5. 寧波事例

公表日

当該事例は2011年8月に「中国税務報」及び象山県人民政府のホームページにて公表された。

譲渡プロセス



中間持株会社の経営実体

ヴァージン法人に関する情報は公表されていない。

税務機関の見解

象山県国家税務局は698号文の規定に基づき、実質主義の原則によりヴァージン法人の存在を否認、最終的に、当該中国法人の持分間譲渡に係るキャピタルゲインは中国国内源泉所得と認定し、中国で源泉所得税を納付しなければならない判断を下した。

間譲渡の発見方法

象山県国家税務局は地元新聞におけるドイツ法人と中方の共同事業者の紛争事例に関する記事により今回の譲渡取引を発見した。

最終結果

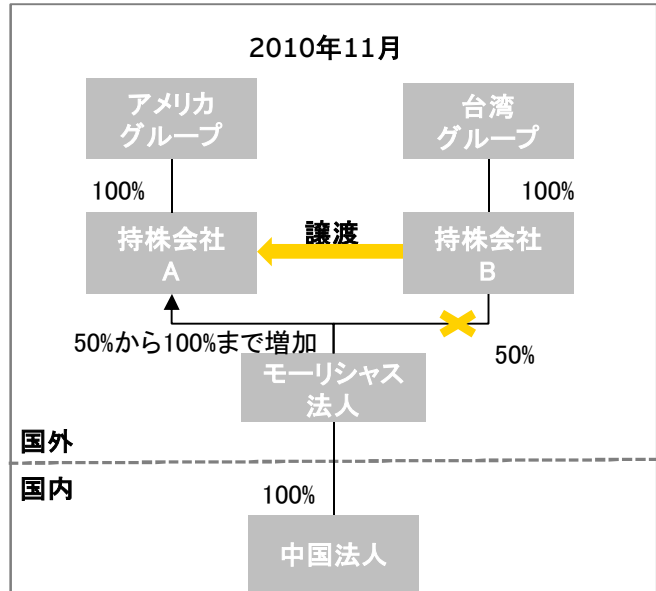
423万元の源泉所得税額が寧波市象山県国家税務局より徴収された。

6. 昆山事例

公表日

当該事例は2011年8月に蘇州地元の「蘇州日報」及び昆山市人民政府のホームページにて公表された。

譲渡プロセス



中間持株会社の事業実体

モーリシャス法人は、中国法人への持分投資以外に実質的に事業実体がなく、即ち、事務所、従業員、債務又は資産がない。

税務機関の見解

モーリシャス法人は中国法人への投資以外、他の実質的に事業実体がないため、昆山市国家税務局は698号の規定に基づき、実質主義の原則により当該持分譲渡取引について改めて見直し、当該取引をモーリシャス法人の持分の譲渡から実質的に中国法人の持分譲渡とみなした。従って、当該譲渡に係るキャピタルゲインは全額中国国内源泉所得とみなされ、持株会社Bは当該持分の譲渡について、中国において10%の源泉所得税を納付しなければならないと結論付けた。

間譲渡の発見方法

中国法人の財務担当者が持分譲渡に関する税務問題について、昆山市国家税務局に問い合わせを行ったため、当該間接持分譲渡について税務局の注意を引いた。また、昆山市国家税務局は台湾グループのウェブサイトにて追加情報を入手した。

最終結果

4,400万元の源泉所得税が昆山市国家税務局により徴収された。

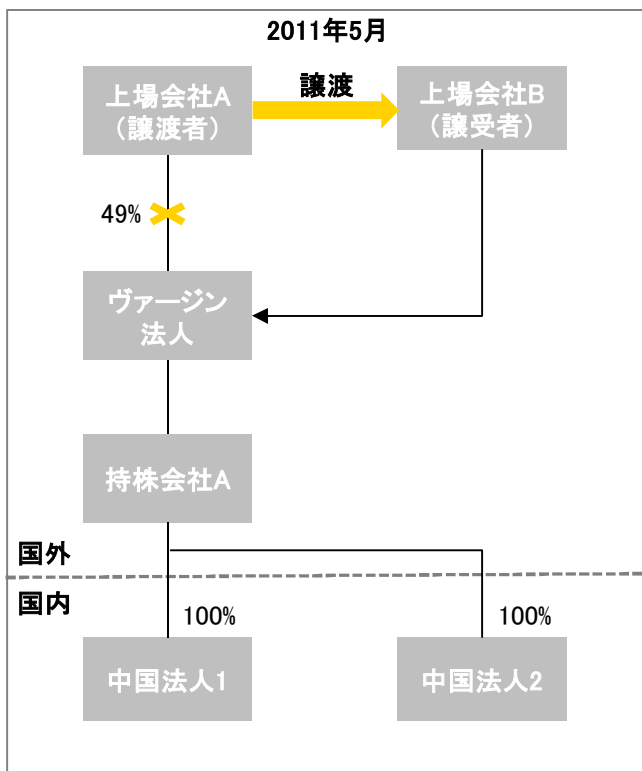


7.啓東事例

公表日

当該事例は2012年1月に「中国税務報」にて公表された。

譲渡プロセス



中間持株会社の経営実体

ヴァージン法人は中国法人1及び2の持分の保有を除き、従業員及び資産がなく、実質的に事業活動を行っていない。

間接譲渡に係る税務機関の見解

啓東市国家税務局は、持分譲渡契約書、上場会社Aの趣意書、年度財務報告書、資産評価報告書及び譲渡者、譲受者(他の国外不動産上場会社)により提供された当該持分譲渡取引情報の報告書の精査後、二つの中間持株会社(即ち、ヴァージン法人及び持株会社A)は実質的に事業活動を行わない特定目的会社であり、当該取引の実体は中国法人1及び2の持分譲渡であることと認定した。従って、譲渡者が取得した当該持分譲渡に係るキャピタルゲインは中国国内源泉所得であり、中国において10%の税率にて源泉所得税を納付しなければならないとした。

間接譲渡の発見方法

税務機関は上場会社A及びBによる公示により今回の持分譲渡取引を発見した。

最終結果

3億元の源泉所得税が啓東市国家税務局により徴収された。納税者が税収納付通達書において記載された期限内に税額を納付しなかったため、税務機関は未納税額に対して、延滞金の追加徴収を行った。



所見

698号は、非居住者企業が直接又は間接的に中国居住者企業の持分を譲渡することに関する税務問題に対する規定である。その内、最も重要な規定は、間接持分譲渡において、税務機関が中間持株会社の存在を否認することができるという規定である。698号は、非居住者企業が中国居住者企業の持分を間譲渡する場合において、中間持株会社の所在地の持分譲渡に対する税負担率が12.5%より低い場合、又は持分譲渡に対する国外所得に対して企業所得税を徴収しない場合、非居住者企業は中国の税務機関に申告をしなければならないという規定を初めて示した。

税務機関は企業の提供した情報及び資料をチェックした後、非居住者である譲渡者が中国居住者企業の持分を間接的に譲渡する際に、合理的な事業上の理由を有しない及び主な目的が中国企業所得税の回避である等、非居住者企業が会社の組織形態の濫用を行っている場合には、国家税務総局の審査を受けた後、当該中間持株会社の存在を否認し、当該持分譲渡について再度修正を行うことができることとした。

698号において、上述の内容が規定されているが、「合理的な事業上の理由を有しない」という文言をどのように解釈するかは、国家税務総局の解釈に依存する。従って、譲渡された中間持株会社が経営的及び物理的な実体を有する場合には、税務機関により認められる可能性が高まると思われる。上述の地方税務機関が公布した七つの事例は、税務機関の持分譲渡に対する税務ポリシーを示した。共通点として以下の点が挙げられる。

事業実体を有しない

上述のすべての事例において、その関係する中間持株会社の数に関わらず、否認された中間持株会社は中国居住者企業の持分の所有を除き、如何なる事業活動、資産、負債及び従業員を所有していない。従って、中間持株会社において、経営的及び物理的な事業実体を有しないことにより、「合理的な事業目的を有しない」と認定される可能性が高く、その存在が中国税務機関により否定されることになる。

情報の収集ルート

税務機関がどのように国外での持分譲渡取引に関する中国居住者企業との関連性の有無の発見するかは一般的によく言及される問題である。上述の事例において、科学技術の発達と共に、税務機関は複数の情報収集ルートを開拓したことを発見した。それには、下記のようなルートが含まれる。

- ▶ 取得者又は双方により発表された公開情報
- ▶ 取得者である中国居住者企業が国外の譲渡者に関連する持分譲渡の対価を支払うための完納証明書の申請
- ▶ 税務機関の徴収管理システムにおける情報又は間接的に持分を譲渡された中国法人のマネジメントとの日常的な情報交換

上述の通り、上場会社又は中国居住者企業が持分の取得者である場合の持分譲渡に係る取引は、税務機関の注目を引きやすい。また、昨今においては、税務機関は幅広い情報収集ルートを構築している。

上場会社の持分譲渡に対する免除規定

上述の七つの事例において、全ての中間持株会社は上場企業ではない。必ずしも国家税務局が事業実体のない上場企業に対しても容認するものとは簡単には断定できないが、「国外で上場する」ことは国外の持株会社にとって、合理的な事業上の目的を有するものとして取り扱うことが可能と考えられる。従って、上場企業の持分譲渡は中国において課税関係が生じない可能性が相対的に高いと思われる。

罰金及び延滞金の取扱い

上述の七つの事例は全て税務機関主導により積極的に調査が行われた。但し、啓東事例において少額の延滞金について言及している場合を除き、その他の事例においては、罰金及び延滞金の徴収は行われなかった。啓東事例における延滞金は、納税者が税務機関の税収納付通達書に記載された期限内に税金を納付していないことより生じた、即ち、未納税額に関する利子である。これは、税務機関は間接持分の譲渡に対して比較的ゆるい処罰処理の方法をとっていることを表す。

持分譲渡に係る所得の計算方法

上述の事例において、どのように持分譲渡に係る所得を計算するかは明らかにされていない。課税所得の計算上の控除費用に国外において発生した費用が含まれるか、またはどの時点の為替レートをを用いて換算するかについては、明確な規定がない。上記の点につき税務機関との交渉を行った場合には、異なる結果になる可能性があると思われる。

上述の事例から、より多くの考察を引き出すことが可能である。中国への投資又は企業の再編のプランニング時において、投資者は持分の移管については必ず事業上の目的を有さなければならない。上述の事例を参考として、投資者は事前にプランニングを行い、又は発生しうる税負担を把握することができる。

もし、何かご質問などがございましたら、税務の専門家にお問合せされることをお奨めいたします。



連絡先

各地区税务服务主管合伙人

- ▶ 陈翰麟（北京）
+86 10 5815 3397
henry.chan@cn.ey.com
- ▶ 兰东武（天津）
+86 10 5815 3389
alan.lan@cn.ey.com
- ▶ 闫晓光（大连）
+86 10 5815 3226
samuel.yan@cn.ey.com
- ▶ 陈明宇（青岛）
+86 10 5815 3381
andy.chen@cn.ey.com
- ▶ 谭绮（上海 / 武汉）
+86 21 2228 2648
vickie.tan@cn.ey.com
- ▶ 夏燕（苏州）
+86 21 2228 2886
audrie.xia@cn.ey.com
- ▶ 夏俊（杭州）
+86 21 2228 2878
patricia.xia@cn.ey.com
- ▶ 史川（成都）
+86 21 2228 4306
chuan.shi@cn.ey.com
- ▶ 陈建荣（广州 / 厦门）
+86 20 2881 2878
rio.chan@cn.ey.com
- ▶ 张凡（深圳）
+86 755 2502 8383
lawrence-f.cheung@cn.ey.com
- ▶ 袁泰良（香港）
+852 2629 3355
clement.yuen@hk.ey.com

各税务专业服务团队主管合伙人

- ▶ 田雯琦（转让定价服务）
+86 21 2228 2115
jessica.tien@cn.ey.com
- ▶ 温志光（人力资本服务）
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com
- ▶ 罗伯特·史密斯（间接税服务）
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com
- ▶ 黎颂喜（国际税务咨询服务）
+852 2629 3188
becky.lai@hk.ey.com
- ▶ 陈子恒（财务交易税务咨询服务）
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

大中华区税务服务主管合伙人

- ▶ 唐荣基
+86 21 2228 6888
walter.tong@cn.ey.com

作者-中国税务中心

- ▶ 许津瑜
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001726

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china